

田川市応援商品券

— 取扱い事業所を募集しています —

田川市応援商品券の取扱事業所を引き続き募集しています。
事業所登録を希望する場合は、以下のとおり申し込みをお願いします。

■登録の資格と申し込み方法

- 資格 田川市内において事業を営み、かつ店舗などを有する事業所
 - 申込期限 令和3年1月29日(金)
- ※市ホームページに掲載している申請書に必要事項を記入し、郵送またはFAXで申し込みください。
- 【郵送先】〒825-8501 田川市中央町1番1号
田川市応援商品券配布事業実行委員会 【FAX】46-0124



■市民のみなさんへ～取扱い事業所一覧を更新しています～

- 郵送した商品券に同封されている一覧表は、9月18日時点の情報です。
9月18日時点の一覧表には、現在商品券を取り扱っていない事業所が一部掲載されています。
- 取扱い事業所一覧は、市ホームページに掲載し随時更新しています。
最新情報をチェックして、積極的に田川市応援商品券を使ってください。



■取扱い事業所のみなさんへ～田川市応援商品券換金方法～

- 換金期限 令和3年2月28日(日)
- 換金方法 市ホームページに掲載している申請書類に必要事項を記入し、使用済商品券を添付して、市役所の窓口(1階大会議室C)に提出してください。
※必ず代表者の印鑑を押印してください。
※換金申請の受付後、約3週間で指定の口座に振り込みます。現金払いはできません。
- 問い合わせ 田川市応援商品券配布事業実行委員会 (☎85-7184)

やめよう、差別や偏見。感染者は、悪くない。

新型コロナウイルスに感染した人への差別や偏見、誹謗中傷が後を絶ちません。8月25日には、文部科学大臣が児童生徒や学校関係者、保護者に向けて差別などの防止を訴えるメッセージを発表しました。これを受け、市教育委員会は全小中学校に内容を周知しています。このメッセージは、すべての人に共通して認識が必要なものです。要点を抜粋して紹介します。詳しくは同省ホームページをご覧ください。



みなさんへのメッセージ

- 感染者への差別・偏見・誹謗中傷を許さない。
- 差別などに同調せず、やめるよう声をあげてほしい。
- 感染リスクはゼロにはならない。誰でも感染する可能性がある。
- 感染者を責めるのではなく、思いやりの気持ちをもって接してほしい。
- 早く治るよう励まし、戻ってきたときには温かく迎えてほしい。

【相談窓口】 みんなの人権110番 (☎0570-003-110)